

令和3年8月吉日

東京都第六建設事務所工事課

東京都市計画道路補助線街路第92号線

(北区中里三丁目～同区田端五丁目)

事業認可後に頂いたご質問・ご要望とその回答

平素より、東京都の街路事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

補助第92号線（北区中里三丁目～同区田端五丁目）については、令和3年3月5日の事業認可取得以降も個別の説明を行うなど、皆様からのご意見やご要望をお聞きして参りました。

この間に、頂いたご質問・ご要望の内容や回答をまとめましたのでお知らせします。

安全で快適にご利用いただける道路を整備してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

連絡先

<事業に関する問合せ先>

◆東京都第六建設事務所 工事課 道路設計担当 03-5845-8150

◆東京都第六建設事務所のホームページアドレス

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/rokken/index.html>



## <事業認可取得後に頂いた主なご意見と回答>

- ① 隣接して富士見橋があること等から、新たに橋梁を整備しても地域の防災性向上に繋がるとは考え難い。並行して富士見橋の通りがあることや道灌山通り南側の計画が廃止されているのに、なぜ、整備が必要なのか。

○今回の整備区間については、都と23区等で平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の中で、必要性が確認されています。

○この区間の整備により、次のような効果が期待されます。

- ・通学路になっている富士見橋の通りから交通が転換するなど、周辺道路の安全性向上
- ・鉄道を横断する橋梁の整備により、避難所への物資輸送や緊急車両のルートが多重化されるなど、地域の防災性向上
- ・中里側と田端側の都市計画道路完成区間が繋がることによる、地域の利便性向上

- ② 中里側の鉄道敷地に沿った道路が、補92の整備によって遮断される計画となっている。車両や人の往来ができなくなり、沿道住民にとっては大変不便になる。

○中里側の補92号線の下に車や人を横断させるためには、高さ方向に一定の空間を確保する必要があります。現在、その影響や実現性について検討を進めております。

- ③ 中里側の東側沿道から鉄道敷地に沿った道路を通過して、駒込方向に向かう車両は多い。この道路が遮断されると、駐車場として成り立たない。

○補92の下に鉄道敷地に沿った道路を横断させることについては、現在、その影響や実現性について検討を進めております。

○側道の形状や通行方法等について、関係機関とも調整を図りながら、出入りに支障をきたさないよう検討してまいります。

- ④ 橋詰部には、車椅子や自転車を載せることができるエレベータを設置して欲しい。

○現計画では、側道を経由してバリアフリーに配慮した補92号線の歩道に出られるルートを確認していることから、エレベータの設置は考えておりません。

- ⑤ 現在の計画では、歩道と車道に大きな段差がある。坂路部では、車道を走行していた自転車が歩道側に退避することができない。また、歩道が低いと歩行者に排気ガスがかかったり、車が跳ねた小石が歩行者にぶつかったり危険であり、段差を無くして欲しい。

○車両の安全な通行のため、車道の勾配は、短い区間で急激に変化させることができません。中里側の歩道については、バリアフリーに配慮し、より緩やかな勾配にするため、車道の勾配に左右されないよう車道とは分離して計画したものです。

○なお、現在、自転車は車道を走行することが原則となっており、今回の計画でも同様に、車道側に自転車通行空間を設ける予定です。歩道には、横断抑止等のための柵を連続して設ける必要があり、自転車の走行空間とは分離されます。今後、歩道や自転車走行空間の安全対策等については、交通管理者とも協議しながら整理していきます

- ⑥ 整備する歩道の幅員が2mでは狭い。車道の両側に歩道を整備するのではなく、片側に集約して広げた方が、歩行者や自転車にとって安全である。

○都市計画道路は、車道の両側に歩道を連続して設けることで、交通の安全性等を確保するよう計画されております。

○本区間については、既に完成している田端側・中里側の区間が両側歩道として完成していることも踏まえ、歩道の連続性を確保する観点から、両側歩道とする考えです。

⑦ 本線の歩道は、現在の地盤より高い位置に整備されるため、目隠し板を設置して欲しい。

○目隠し板等の設置は可能と考えております。今後、設置範囲や高さ、構造等について、関係機関との調整も図りながら、検討を進めてまいります。

⑧ 道路に不要な空間があるとゴミの投棄等の問題を生じる。道路が高くなる箇所は盛土構造にして欲しい。

○現計画では、鉄道の横断箇所については橋梁構造としますが、橋梁に繋がる道路の部分は、主に盛土構造とする予定です。

⑨ 下水が溢れることがある。道路整備に合わせて、このようなインフラ整備もしっかり取り組んで欲しい。

○都市計画道路を整備する場合、下水道や、ガス、水道、電気、通信等のインフラについても、一体となって整備いたします。  
○道路の形態や整備スケジュール等の検討を進める中で、これらの企業者と調整を進めて参ります。

⑩ 何年間にも亘り、夜間に工事が行われると非常に苦痛である。施工に当たっては十分配慮して欲しい。

○鉄道横断箇所についての夜間工事は避けられませんが、今後、適切な施工方法について、十分検討し関係機関と協議してまいります。

⑪ 橋梁工事に近接している家屋については、工事による影響が心配である。基礎杭の深さや本数はどの程度になるか教えて欲しい。

○現在、既往の資料等を確認しながら、必要な杭長等の検討を進めております。  
○今後、橋梁を整備する位置における地質についても詳しく調査し、杭の長さや本数等を決定することになります。  
○橋梁の施行規模、施工方法等について検討を進め、皆様にも、お知らせいたします。

⑫ 交通量や住環境がどのように変わるのか、鉄道の反射音や風がどうなるのか等、道路が完成した後のことも、しっかりと説明して欲しい。

○今後、交通量調査を実施するなど、必要な調査や検討を行ってまいります。

⑬ 今回の道路整備によって影響を受けるのは沿道だけではない。対象を拡大して説明会を行って欲しい。

○新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、これまで、事業概要等を記載したパンフレット等を作成し、沿道の皆さまに配布するとともに、ホームページに掲載し、広く周知するよう努めてまいりました。

○また、説明資料の配布や事業認可取得以降も、個別のお問い合わせなどに、随時、ご回答をさせて頂いております。

○頂いたご意見やご要望の内容や検討状況等を広く周知することについては、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、第六建設事務所のホームページに掲載し、皆様にお知らせしていく予定です。

⑭ 用地取得が必要となるのはどのような場合なのか。

○今回の事業区間は公共用地が大半ですが、頂いたご要望内容の検討結果等によっては、都市計画線内の用地以外にも用地の確保が必要となる可能性があります。

○このため、境界の立会等を含めた測量作業を進めて参りたいと考えていますので、ご協力のほど、宜しく、お願いいたします。

○その上で、新たな用地取得が必要となった場合、個別に相談にお伺いしたいと考えています。